

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 公共測量の実施(六件)……………
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更
認可……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………二
- 告示
- 技能教育の連携措置に係る科目の追加指定……………四
- 技能教育の連携措置に係る科目の指定解除……………四
- 公告
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………四
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………
- ………(下水道局)……………四
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)……………五

告示

●東京都告示第千五百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成三十年八月二十四日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 施行者の名称 板橋区
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第六・四・五号小豆沢公園
 - 三 事業施行期間 平成三十年八月二十四日から平成三十三年三月三十一日まで
 - 四 事業地 取用の部分
板橋区小豆沢三丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第千五百五十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年八月二十四日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 世田谷区
 - 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
 - 三 測量の区域 世田谷区地内
 - 四 測量の期間 平成三十年八月六日から平成三十一年二月二十八日まで

●東京都告示第千五百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年八月二十四日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 足立区
 - 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
 - 三 測量の区域 足立区南花畑一丁目、南花畑三丁目及び千住曙町各地内
 - 四 測量の期間 平成三十年七月十六日から平成三十一年一月三十一日まで

●東京都告示第千五百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成三十年八月二十四日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 足立区
 - 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
 - 三 測量の区域 足立区佐野一丁目及び六木二丁目各地内
 - 四 測量の期間 平成三十年七月二十三日から平成三十一年三月十五日まで

●東京都告示第千六百十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区西亀有二丁目及び堀切八丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年九月一日から平成三十一年三月二十九日まで

●東京都告示第千六百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区西亀有二丁目及び西亀有三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年九月一日から平成三十一年三月二十九日まで

●東京都告示第千六百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区亀有一丁目及び亀有三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年九月一日から平成三十一年三月二十九日まで

●東京都告示第千六百六十三号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百五十七条第一項の規定に基づき西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業組合の名称 西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合
- 二 事業施行期間 平成二十八年十二月六日から平成三十三年八月三十一日まで
- 三 施行地区 新宿区西新宿五丁目及び六丁目各地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 新宿区西新宿六丁目二十五番八号

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十六年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 平成三十年八月二十四日

●東京都告示第千六百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成三十年八月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

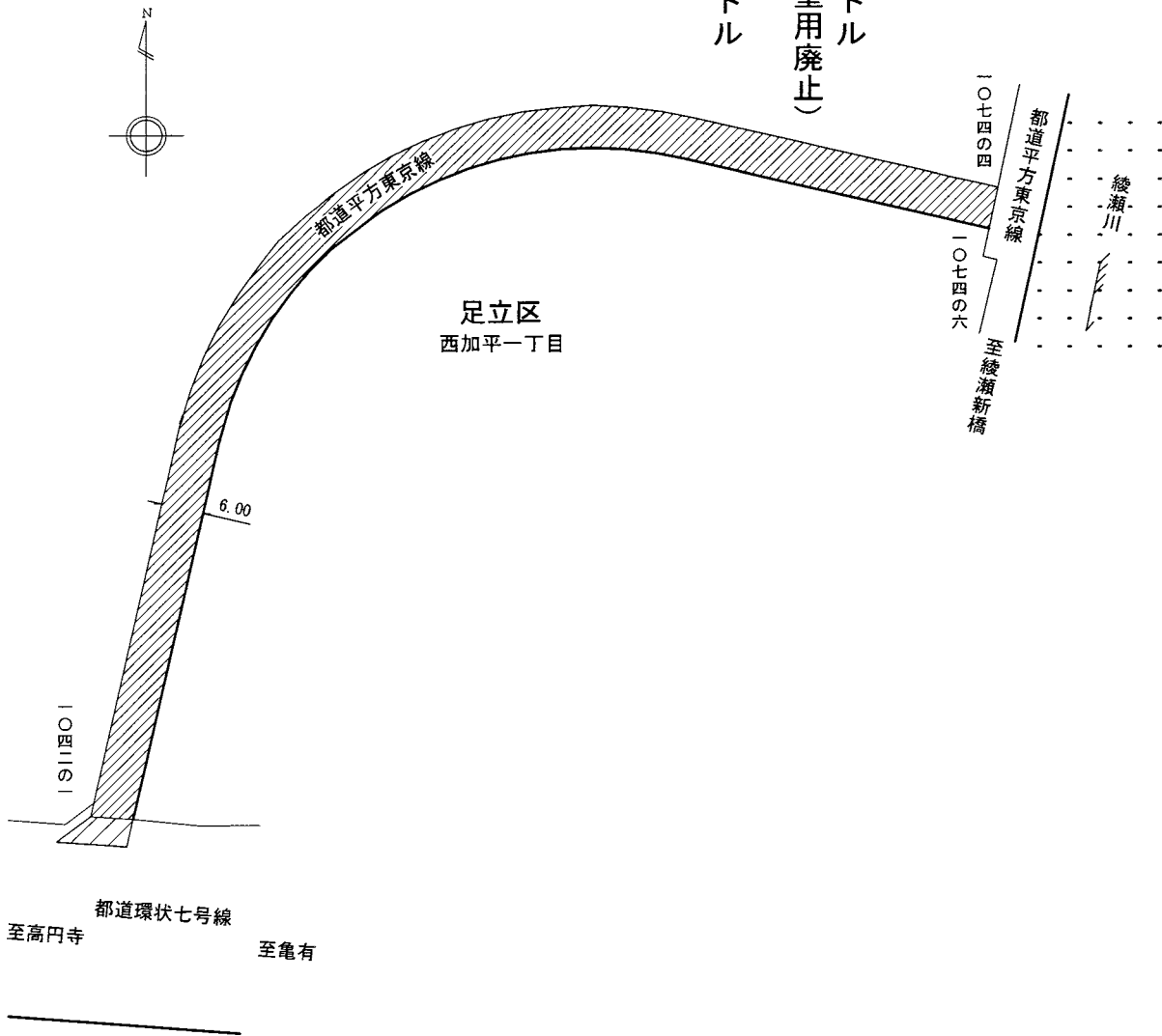
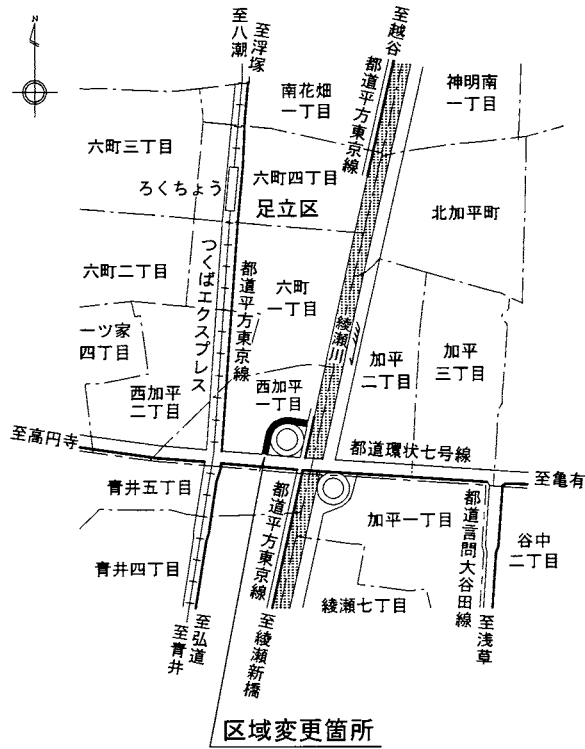
東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 平方東京
- 二 変更の区間 足立区西加平一丁目千七十四番六地先から同所千四十二番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道平方東京線区域変更略図
足立区西加平一丁目地内

- 都道
- 特別区道
- 廃止区域
- 延長
面積 一九七・三八メートル
一四四・八〇平方メートル
- 重用廃止区域(都道環状七号線との重用廃止)
延長 三・九八メートル
面積 三二・〇五平方メートル



告示(教)

●東京都教育委員会告示第三十二号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、町田調理師専門学校との連携措置に係る科目について平成三十年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

平成三十年八月二十四日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目

総合調理理論

フードデザイン

●東京都教育委員会告示第三十三号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、町田調理師専門学校の連携措置に係る科目について平成三十年四月一日付けで次のとおり指定の解除をしたので告示する。

平成三十年八月二十四日

東京都教育委員会

指定の解除をした連携措置に係る科目

調理理論

フードデザイン

栄養学

栄養

健康管理概論

栄養

食品学

食品

食品衛生学

食品

食品衛生学実習
食品衛生
公衆衛生学
公衆衛生

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年八月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市師岡町二丁目七十八番七、八十番一、同番三、同番四及び八十一番

青梅市師岡町四丁目七番地一
西和商事株式会社
代表取締役 小野 邦晃

国分寺市東恋ヶ窪二丁目十一番四、同番四地先、同番二十及び同番二十一

国分寺市東恋ヶ窪二丁目二十八番地三
青木 誠一

立川市西砂町五丁目三十三番三、同番十二、同番十八及び同番二十

昭島市中神町千七百七十九番地五
エクセルランド株式会社
代表取締役 佐藤 義弘

立川市柴崎町六丁目百五十四番十四、同番十四地先、百六十二番二、同番四及び同番十三から同番十五まで

立川市錦町一丁目二番十一号
中島建設株式会社
代表取締役 中島 孝昌

立川市砂川町二丁目五十八番二十三及び同番二十四

八王子市川口町千五百八十二番地六
株式会社エルデイ
代表取締役 野村 二郎

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成三十年八月二十四日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年月日	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地
平成三十年六月十九日	三九三四	有限会社 くにたち設備	有限会社 工設備商会	国立市富士見台三丁目五番地十六
同月二日	四〇〇二	東京ガスリビングエンジニアリング株式会社	リビングエンジニアリング株式会社	港区芝四丁目九番四号

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成三十年六月十三日	〇一九七	株式会社 泉屋工業	文京区湯島一丁目六番八号 中央自動車ビル	文京区小石川二丁目五番七号 佐木ビル
同月二日	〇四八一	松本設備工業株式会社	豊島区千早二丁目二十番三号	豊島区池袋本町二丁目二番二十三号
同月二日	五三三三	株式会社 杉並区上高	杉並区上高	新宿区西新

十七日	エーピー エス 井戸一丁目 二十二番一 号 栗田ビ ル三〇一 号 ル八〇一 室	三 代表者を変更した事業者	受理年 月日 平成三 十年六 月七日	指定番号 三三三〇 株式会社 光管工設 備	商号又は 名称 新代表者名 旧代表者名	同月十 二日	〇二〇一 須賀工業 株式会社 東京支社	井上 純一 菊地 克則	同月十 五日	一八〇一 株式会社 テクノ菱 和東京本 店	根岸 孝雄 知見 扶公	同月十 八日	二九八七 栄進工業 株式会社	三浦 良一 相上 郁次	同月十 九日	三九三四 有限会社 くにたち 設備	福島 一世 福島 孝世	同月二 十二日	四〇六四 吉川施設 工業株式 会社	下郡山伸子 吉川 五郎	同日	四九五六 株式会社 アサヒ設 備	芝田 茂生 芝田 明子	平成三 十年六 月二十 六日	三五四九 有信株式 会社	卜部 理香 古川八重子	同月二 十九日	二二三三 株式会社 富士邑	藤崎 貴 清水 満
東京都指定排水設備工事業業者の指定について		東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事業業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事業業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。		平成三十年八月二十四日	東京都下水道局長 小山 哲 司	一 指定した事業者	指定番号 商号又は 名称 代表者 事業所所在地	五五二九 株式会社 結城 正行 八王子市左入町九百六十三番地三	五五三〇 株式会社 ノベリッ プ 加藤 悠 八王子市狭間町千七百七十二番地二	五五三一 誠真設備 馬場 誠 狛江市中和泉五丁目三番二十五号	五五三二 株式会社 多摩住設 中川 盛浩 小平市学園西町一丁目一番十八号	二 指定年月日	平成三十年七月十八日																

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001